

各 位

会 社 名 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大 舩 宗 徳
 (J A S D A Q ・ コード 6 6 2 8)
 問 合 せ 先
 役職・氏名 取締役 林 亨
 電 話 番 号 0 6 - 6 7 4 7 - 9 1 7 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年12月16日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年1月27日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

本日別途開示しております「第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ（債務超過解消に向けた取り組み）」に記載のとおり、当社は、遅延している営業債務の支払いのための資金調達及び債務超過解消を目的として、本臨時株主総会にて必要な承認が得られることを条件に、普通株式を目的とする第10回新株予約権、A種種類株式を目的とする第11回新株予約権及びB種種類株式を目的とする第12回新株予約権の3種類の新株予約権を発行することを決議いたしました。そのため、当社は、新たな種類の株式として、第11回新株予約権及び第12回新株予約権が目的とするA種種類株式及びB種種類株式の新設に関する定款変更を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

また、当社は、実行し得る債務超過解消のための施策を進めることを目指して、追加的な種類株式の発行についても実行可能な状態にあらかじめ準備することが必要と考えております。このため、A種種類株式及びB種種類株式の新設に加えて、C種種類株式の新設に関する定款変更についても本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、現時点においては、C種種類株式の新設に係る定款変更を実施するのみであり、C種種類株式の募集事項について決定した事実はありません。

さらに、当社は、第10回新株予約権の行使による当社普通株式の発行及び将来における機動的な資金調達の必要性も勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の31,000万株から55,000万株に変更することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,000</u> 万株とする。	（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,000</u> 万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、 <u>それぞれ次のとおり</u> とする。 <u>普通株式 55,000万株</u> <u>A種種類株式 2,500株</u> <u>B種種類株式 2,500株</u>

	<u>C種種類株式 7,500株</u>
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の <u>普通株式</u> の単元株式数は100株、 <u>A種種類株式</u> の単元株式数は1株、 <u>B種種類株式</u> の単元株式数は1株、 <u>C種種類株式</u> の単元株式数は1株とする。
第9条～第12条 (条文省略)	第9条～第12条 (現行どおり)
(新設)	第2章の2 種類株式
(新設)	<p>(優先配当金)</p> <p><u>第12条の2</u> 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載もしくは記録された<u>A種種類株式</u>、<u>B種種類株式</u>もしくは<u>C種種類株式</u>(以下、あわせて「種類株式」という。)を有する株主(以下、それぞれ「<u>A種種類株主</u>」、「<u>B種種類株主</u>」および「<u>C種種類株主</u>」<u>と</u>いい、あわせて「<u>種類株主</u>」<u>と</u>いう。)または種類株式の登録株式質権者(種類株主とあわせて以下、「<u>種類株主等</u>」<u>と</u>いい、<u>A種種類株式</u>についての種類株主等を「<u>A種種類株主等</u>」<u>と</u>、<u>B種種類株式</u>についての種類株主等を「<u>B種種類株主等</u>」<u>と</u>、<u>C種種類株式</u>についての種類株主等を「<u>C種種類株主等</u>」<u>と</u>いう。)に対し、第12条の11第1項に定める支払順位に従い、種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により種類株式1株あたりに支払われる金銭を、以下、「<u>優先配当金</u>」<u>と</u>いい、<u>A種種類株式</u>についての優先配当金を「<u>A種優先配当金</u>」<u>と</u>、<u>B種種類株式</u>についての優先配当金を「<u>B種優先配当金</u>」<u>と</u>、<u>C種種類株式</u>についての優先配当金を「<u>C種優先配当金</u>」<u>と</u>いう。)を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>2.</u> <u>優先配当金の金額</u></p> <p><u>(1)</u> <u>A種優先配当金の金額</u></p>

A種優先配当金の額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末ごとに下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

優先配当年率＝日本円 TIBOR（6か月物）＋2.5%

「日本円 TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日に日本円 TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値またはこれに準ずると認められる数値を、日本円 TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金

の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(2)

B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

なお、B種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3)

C種優先配当金の金額

C種優先配当金の額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

なお、C種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

3.

非参加条項

当社は、種類株主等に対しては、優

先配当金および累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号口もしくは同法第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた 1 株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき本項に従い累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第 2 項各号に従い計算される優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第 2 項各号ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1 年ごと（ただし、1 年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）

	<p><u>とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下、「累積未払配当金相当額」といい、A種種類株式についての累積未払配当金相当額を「A種累積未払配当金相当額」と、B種種類株式についての累積未払配当金相当額を「B種累積未払配当金相当額」と、C種種類株式についての累積未払配当金相当額を「C種累積未払配当金相当額」という。）については、第12条の11第1項に定める支払順位に従い、種類株主等に対して配当する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第12条の3</u> 当社は、残余財産を分配するときは、種類株主等に対し、第12条の11第2項に定める支払順位に従い、種類株式1株につき、次項に定める額（以下、「残余財産分配額」といい、A種種類株式についての残余財産分配額を「A種残余財産分配額」と、B種種類株式についての残余財産分配額を「B種残余財産分配額」と、C種種類株式についての残余財産分配額を「C種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>2.</u> 残余財産分配額の金額</p> <p><u>(1)</u> A種残余財産分配額の金額</p> <p>A種残余財産分配額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および第4項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額</p>

	<p>を計算する。</p> <p>(2) <u>B種残余財産分配額の金額</u> <u>B種残余財産分配額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および第4項に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。</u></p>
	<p>(3) <u>C種残余財産分配額の金額</u> <u>C種残余財産分配額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額および第4項に定めるC種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算する。</u></p>
<p>3.</p>	<p><u>非参加条項</u> <u>種類株主等に対しては、前2項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
<p>4.</p>	<p><u>日割未払優先配当金額</u> <u>種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項各号に従い計算される優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、A種種類株式についての日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」と、B種種類株式についての日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」と、C種種類株式についての日割未払優先配当金額を「C種日割未払優先配当金額」という。）。</u></p>

(新設)	<p>(議決権)</p> <p>第 12 条の 4 <u>A 種種類株主、B 種種類株主および C 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第 12 条の 5 <u>金銭対価取得請求権</u> <u>種類株主は、それぞれ次に定める日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月 1 日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の 10 銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定める額（以下、「任意償還価額」といい、A 種種類株式についての任意償還価額を「A 種任意償還価額」と、B 種種類株式についての任意償還価額を「B 種任意償還価額」と、C 種種類株式についての任意償還価額を「C 種任意償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。</u> <u>A 種種類株式 2021 年 1 月 28 日</u> <u>B 種種類株式 2021 年 1 月 28 日</u> <u>C 種種類株式 2023 年 1 月 28 日</u> <u>ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされた C 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされた C 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ C 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった C 種種類株式につい</u></p>

ては、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日（次条第1項に定義する。）として現物償還請求（次条第1項に定義する。）がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる REVOLUTION 株式（次条第1項に定義する。）および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

2. 任意償還価額の金額

(1) A種任意償還価額の金額

当該償還請求にかかるA種種類株式の数の、(i) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額

なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金

	<p>額を計算する。</p> <p>(2) <u>B種任意償還価額の金額</u> <u>当該償還請求にかかるB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</u> <u>なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。</u></p> <p>(3) <u>C種任意償還価額の金額</u> <u>当該償還請求にかかるC種種類株式の数に、(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</u> <u>なお、本号においては、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。</u></p> <p>3. <u>償還請求受付場所</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</u></p> <p>4. <u>償還請求の効力発生</u> <u>償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</u></p>
(新設)	<p>(<u>REVOLUTION株式を対価とする取得請求権</u>)</p> <p><u>第12条の6 REVOLUTION株式対価取得請求権</u> <u>B種種類株主は、2021年1月28日以降、現物償還請求日(以下に定義する。)における償還請求可能額が正の</u></p>

値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、当会社が保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894。以下、「REVOLUTION株式」という。）および金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該現物償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定めるREVOLUTION株式および金銭を、B種種類株主に対して交付する。

ただし現物償還請求日において現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたB種種類株式ならびに償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみ種別株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

	<p>2. <u>現物償還交付財産の内容</u></p> <p>(1) <u>現物償還請求がなされたB種種類株式の対価として交付する財産は、当社が保有するREVOLUTION株式の時価(第3号に定義する。)の合計額(以下、「現物交付REVOLUTION株式価額」という。)が当該現物償還請求にかかるB種種類株式にかかる現物償還交付額(次号に定義する。)以下で最大となるようなREVOLUTION株式および現物償還交付額と現物交付REVOLUTION株式価額の差額に相当する金銭とする。</u></p> <p>(2) <u>現物償還交付額</u> <u>前号において「現物償還交付額」とは、当該現物償還請求にかかるB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額をいう。</u> <u>なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「現物償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。</u></p> <p>(3) <u>REVOLUTION株式の時価とは、現物償還請求日の株式会社東京証券取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)をいう。</u></p> <p>3. <u>現物償還請求受付場所</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</u></p> <p>4. <u>現物償還請求の効力発生</u> <u>現物償還請求事前通知の効力は、現物償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する現物償還請求受付場所に到達したときに発生する。現物償還請求の効力は、当該現物償還請求事前通知に係る現物償還請求日において発生する。</u></p>
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の7 <u>当社は、2022年1月28日以降いつ</u></p>

でも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、次項に定める額（以下、「強制償還価額」といい、A種種類株式についての強制償還価額を「A種強制償還価額」と、B種種類株式についての強制償還価額を「B種強制償還価額」と、C種種類株式についての強制償還価額を「C種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

2. 強制償還価額の金額

(1) A種強制償還価額の金額

当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額

なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。

(2) B種強制償還価額の金額

当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じ

	<p>て得られる額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</p> <p>なお、本号においては、<u>B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。</u></p> <p>(3) <u>C種強制償還価額の金額</u></p> <p>当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</p> <p>なお、本号においては、<u>C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。</u></p>
(新設)	<p>(譲渡制限)</p> <p><u>第12条の8</u> <u>種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
(新設)	<p>(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</p> <p><u>第12条の9</u> <u>当社が株主総会の決議によって種類株主との合意により当該種類株主の有する種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>
(新設)	<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てなど)</p> <p><u>第12条の10</u> <u>当社は、種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u></p> <p><u>2.</u> <u>当社は、種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>3.</u> <u>当社は、種類株主には、株式無償割</u></p>

		<u>当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u>
(新設)	(優先順位) 第12条の11	<u>優先配当金、累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主とあわせて「普通株主等」という。)に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位(A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。)、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位(A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。)、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。</u>
	2.	<u>種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位(A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。)、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</u>
	3.	<u>当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u>
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)	
(新設)	(種類株主総会) 第18条の2	<u>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u>
	2.	<u>第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u>
	3.	<u>第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会</u>

	<u>の決議にこれを準用する。</u> <u>第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>
第19条～第46条（条文省略）	第19条～第46条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年1月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年1月27日（予定）

以 上